

令和4年5月20日開会

令和4年5月20日閉会

令和4年第2回
和気町議会臨時会会議録

和 気 町 議 会

令和4年第2回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和4年5月20日 午前9時00分
2. 会議の区分 臨時会
3. 会議開閉日時 令和4年5月20日 午前9時00分開会 午前11時16分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 今西宏康	2番 尾崎智美	3番 從野勝
4番 神崎良一	5番 山本稔	6番 居樹豊
7番 万代哲央	8番 広瀬正男	9番 西中純一
10番 安東哲矢	11番 当瀬万享	12番 山本泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町長 太田啓補	教育長 徳永昭伸
総務課長 永宗宣之	危機管理室長 河野憲一
財政課長 海野均	まち経営課長 寺尾純一
税務課長 岡本康彦	生活環境課長 山崎信行
健康福祉課長 松田明久	介護保険課長 井上輝昭
産業振興課長 新田憲一	都市建設課長 西本幸司
上下水道課長 田村正晃	総務事業課長 久永敏博
会計管理者 清水洋右	教育次長 万代明
学校教育課長 國定智子	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議席の指定及び議席の一部変更について	指定及び変更
日程第 2	会議録署名議員の指名について	5 番 山本 稔 6 番 居樹 豊
日程第 3	会期の決定について	1 日間
日程第 4	諸般の報告	議長、町長
日程第 5	選任第 2 号 厚生産業常任委員会委員の選任について	選任
日程第 6	選任第 3 号 特別委員会委員の選任について	選任
日程第 7	選挙第 3 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	指名推選
日程第 8	承認第 1 号 専決処分（和気町個人情報保護条例の一部を改正する条例）の承認を求め ることについて	承認
	承認第 2 号 専決処分（和気町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めること について	承認
	承認第 3 号 専決処分（和気町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の 一部を改正する条例）の承認を求めることについて	承認
	承認第 4 号 専決処分（和気町都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求め ることについて	承認
	承認第 5 号 専決処分（和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求 めることについて	承認
	承認第 6 号 専決処分（和気町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求め ることについて	承認
	承認第 7 号 専決処分（令和 4 年度和気町一般会計補正予算第 1 号）の承認を求め ることについて	承認
日程第 9	議案第 3 7 号 副町長の選任について	同意
日程第 1 0	議案第 3 8 号 監査委員の選任について	同意
日程第 1 1	議案第 3 9 号 教育委員会委員の任命について	同意
日程第 1 2	議案第 4 0 号 和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
日程第 1 3	議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について	原案可決

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回和気町議会臨時会を開会いたします。

なお、議会中は感染拡大防止のため、マスク着用の奨励をいたしておりますとともに、風邪や発熱の症状がある方は出席を控えていただくようお願いをいたします。

なお、山陽新聞社より撮影の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承を願います。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、議席の指定及び議席の一部変更を行います。

さきの補欠選挙により、議員が定数の12名となりました。和気町議会の申合せにより、議長の議席は12番に指定することになっております。今回新たに当選された今西宏康君及び広瀬正男君の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、1番に今西宏康君、8番に広瀬正男君を指定します。また、今西君、広瀬君の議席の指定に関連して、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。尾崎智美君の議席を2番、西中純一君の議席を9番、安東哲矢君の議席を10番、当瀬万享君の議席を11番にそれぞれ変更します。

(日程第2)

○議長(山本泰正君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 山本 稔君及び6番 居樹 豊君を指名します。

(日程第3)

○議長(山本泰正君) 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

ここで、去る5月13日、議会運営委員会を開き、本臨時会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る5月13日午前9時から本庁舎3階第1会議室において、委員全員出席、執行部より町長、担当課長出席のもと、令和4年第2回和気町議会臨時会の会期、日程及び案件等を協議いたしました。その結果を御報告いたします。

会期は、本日5月20日の1日間と決定いたしました。

なお、日程につきましては、本日お手元に配付のとおりであります。

今回付議されます案件は、さきの町議会議員補欠選挙において当選されました2名の議員の常任委員会委員及び特別委員会委員の委員会委員への選任を行うほか、選挙1件、承認7件、人事案件3件、条例1件、契約1件であります。また、委員会付託については省略することといたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長(山本泰正君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦勞さまでした。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

（日程第4）

○議長（山本泰正君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりでございます。後ほど御一読をお願いいたします。

次に、4月10日に行われました町長選挙において見事当選されました太田町長におかれましては、大変おめでございました。改めてお喜びを申し上げます。

町政を担当していただくに当たり、健康にはくれぐれも御留意いただき、卓越した手腕で和気町発展と同時に、住民福祉向上に最大の御尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

ここで、町長から町長就任に当たっての所信表明と併せて、諸般の報告がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 議長にお許しをいただきましたので、町長就任に当たり、私の所信を表明させていただきます。

4月10日執行の和気町長選挙において、町民の方々に町政運営の責任者として信任をいただきました。私は、その責任の重大さを肝に銘じ、町民の皆さんの期待に応えるべく微力を尽くし、新型コロナウイルス感染症を克服し、困難な中から新しい時代を切り拓くという極めて難しい課題に、町職員と議員各位、そして町民の皆さんとともに挑戦をしていきたいと思っております。和気町に生活をする全ての人々が生きがいを感じられ、お互いの違いを認め合い、多様性が尊重される町政を目指します。丁寧で寛容な人に優しい政治の実現を勝ち取り、信頼と共感を得ることができる、壮大な挑戦の推進力になる覚悟です。皆さんの総力を結集し、新しい和気町をつくり上げていこうではありませんか。そのためにも、現在和気町が抱える様々な課題について、一つ一つ解決していき、町民憲章でもうたわれている「住んでみたい、住んでよかった、住み続けたい」と実感できる和気町にしていくために奮闘していく決意でございます。

それでは、最初に私の町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

まず、1点目ですけれども、開かれた町政を目指すことです。そのためには情報公開を行い、何を考え、何をしようとしているのか、町民の方々に明らかにします。

2つ目が、住民参加型の町政を行います。政策作成の過程からパブリックコメントを求め、町民の意見を反映するようにします。

3つ目が、公正公平な町政を目指します。どこにいても、誰であっても平等な行政サービスが受けられるよう努めます。

以上の3点が、選挙公約でもある私の基本姿勢です。その基本的な考え方にのっとり、町政運営を進めていきたいと思っております。

次に、私の任期中に取り組みたい様々な課題について述べさせていただきます。

まず、最重要課題は、何といたっても安心・安全なまちづくりです。

一言に安心・安全といっても、多くの取り組むべき課題があります。一つ一つ丁寧に触れたいと思っております。

ども、2019年の年末から流行し始めた新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対策は、焦眉の課題です。したがって、今後もそのことを徹底していきます。和気町においては、現在まで370名を超える方々が感染者として確認をされていますけれども、感染をされました方々にはお見舞いを申し上げるとともに、少しでも感染者を少なくするために、国や県と連携を密にして、感染症対策を進めていきます。同時に、和気町独自に各種検査キットを整備し、感染に対する不安を払拭できるようにします。

2点目が、防災・減災対策ですけれども、長年実行できなかった防災都市公園整備事業は中止にします。その代替施設として、各旧小学校区に災害時における避難所を整備、改修したいと思います。特に、旧佐伯町には地区公民館がありませんので、その点も考慮しながら進めていきます。食料品の備蓄倉庫やトイレの改修、段差の解消など、高齢者や子供たちが安心して安全に避難できる場所を整備します。また、快適とまでは至りませんが、不安やストレスのたまらないような避難所を整備します。

3つ目、河川のしゅんせつ事業は現在も継続されていますけれども、今後も力を注がなければなりません。特に、金剛川とその支流である小規模の河川についても、順次進めていきます。そのためには、岡山県が進めている働きの残土処分場や、和気町の事業である日笠上の残土ストックヤードなど、地域住民の皆さんの御協力のもと、確実に実行をしていきます。

大きな2点目が、少子・高齢化による人口減少に対する課題についてであります。

本町の人口は、3月末現在で1万3,568人です。2006年合併当時から、約3,100人の減少となっています。この人口減少は、一人和気町に限った問題ではなく、中山間地域全体の課題となっています。少子化に関しては、本町における2021年度の新児の出生数は45人でした。これは、出産祝金を拠出した人数でございますけれども、年々減少の傾向にあります。また、高齢者とは65歳以上の人と定義されていますけれども、高齢者率は41%を超え、その数が約5,500人となっています。少子・高齢化が顕著になっていることがよく分かると思います。

そのような中で、直近6年間で約600人、287世帯の方々が本町に移住をしてきています。2021年10月から移住推進室を設け、専門的に取組を開始しているところですが、移住者を受け入れるための住宅施設が少なくなっている現実もあります。また、若者の定住も課題です。高校を卒業して、県外の大学に進学したり、また県外、町外の企業に就職をして転出をするなど、人口減少の要因となっています。本町における人口増減についてはこのような状況であり、社会増減は横ばいながら、自然増減では大きくマイナス状況となり、人口減少につながっています。したがって、後で触れますけれども、雇用の確保と子育て支援は焦眉の課題となっています。

大きな3点目ですけれども、公共交通の確立についてであります。

和気町内を自由に移動できる交通体系を整えます。現在、13路線64便の運行で行っている町営バスでございますけれども、利用者の少ない路線では、空気を運んでいるだけとやゆされている状況もあります。利用者の少ない路線については見直しを行い、他の施策を検討したいと思います。例えば、山間部においては、便数が少なく利用者が少ない路線について、利用しにくい路線など、デマンドタクシーへの転換や、タクシーのチケットの配布など、実態に即した施策を実行します。全てに手を差し伸べることはできませんけれども、無駄を省き、少しでも有効な施策を考えます。また、他の路線についても、利用しにくいという声も伺っていますので、運行ダイヤの再編成など、利用者の方々の声を反映できるように考えたいと思います。

2点目が、和気駅周辺整備とエレベーター設置の問題ですけれども、まず北口駐車場の拡張を行います。JRが使わなくなった引込線跡地を買収し、駐車場を拡張したいと思います。既に、JR岡山支社とは協議に入っています。その事業と並行して、エレベーター設置についても、バリアフリー法にかかわらず国の補助金を活用できる方法で進め、JRの負担がなければ優先順位も早くなることも確約していますので、順次進めていきたいと

思います。

大きな4点目が、生活困窮世帯や高齢者支援についてですが、健康で文化的な生活を営むことができる体制を整えます。日本国憲法第25条で保障されている生存権の尊重は重要な課題でありますので、コロナ禍で生活困窮に陥っている方々にも国の地方創生臨時交付金、いわゆるコロナ交付金などを活用して、支援策を考えます。

2点目が、和気町の単町事業として高齢者の方々に対する軽度生活支援や見守り支援などは、今後も継続をします。同時に、少しでも外出ができる、通所ができるように、介護保険制度の財源を活用したボランティアによる通所付添サポート事業などは、交通体系の整備とともに検討に値する課題であります。現状ではそれを支えるボランティア組織の問題や、本町の通所におけるサポートは、独自で通える範囲での通所の場を確保することを優先して行っていますので、今後もその方向で進めていきたいと思っております。

3点目が、生活支援についてはドローンによる物流実証実験を2018年から4年間行ってきましたが、今年度からは、物流実験については中止をします。しかし、ドローン事業全てを中止するというのではなく、実証実験で有用性が確認できた事業については引き続き展開していきます。そのための予算要求を、国に対して行っていきます。ドローンによる物流を中止する代替措置とすれば、今まで以上に自動車による買物サポートや移動販売の強化を行います。同時に、独り暮らしの高齢者の見守りなど、並行して支援対策を強化します。

大きな5点目に、子育て支援についてですが、こども家庭庁が先日衆議院を通過して、来年4月の発足を目指して動き始めました。一方、幼・保一元化は見送られ、幼稚園の所管は文部科学省に残り、課題は先送りとなりました。そのような状況の中で、今年度には子ども家庭総合支援拠点事業として、児童福祉法に関わる市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置が努力義務となりました。子供たちは、和気町の宝です。子育て世帯と子供たち自身の成長を支援することは、行政の使命だと思います。子供たちが心身ともに健康で健やかに成長することができるように、様々な施策を考えたいと思っております。そこで、子育てに特化した担当部署を設けます。現在、健康福祉課が子育て支援に関する担当を行っていますが、今般のこども家庭庁の動きや、家庭総合支援拠点事業など、専従者が必要な状況になってきています。近隣の市町を見ても、備前市、赤磐市、瀬戸内市には子育て支援課があり、吉備中央町や鏡野町にも同様の課が設置されています。本町においても、子育てに特化した子育て支援室、これは仮称でございますけれども、そうしたものを設け、次世代を担う子供たちを支援します。

2点目、子育て支援の課題は多岐にわたっています。子育て世代の若いお父さんやお母さんが、安心して子供を産み育てることのできる体制を確立することが急務です。現在、子育て支援センターが和気、佐伯の2か所にありますけれども、NPO法人などの子育て支援組織に対しても協力を求めます。

3点目、放課後児童クラブについても、本荘、和気、佐伯と3団体5児童クラブがありますけれども、全て保護者運営であり、事務手続きが煩雑となり、運営自体も大変であると同っています。また、支援員の不足など、多くの課題を抱えているようです。それらに対しても支援が必要ですので、今後どのようにすべきか、検討をしていきます。

大きな6点目が、教育問題についてです。

GIGAスクール構想とICT教育についてですけれども、現在、和気町においては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させるためにGIGAスクール構想を推進しているところであり、児童・生徒に1人1台のタブレット端末を配布しています。同時に、通信ネットワーク等の学校ICT環境のもとでの新しい学びが本格的に開始をされています。児童・生徒は、タブレット端末に触れるたびに、その活用範囲が大きく広がりを見せています。これからの社会には避けては通れないものでありますので、小さい頃からなれ親しむ環境をさらに整えていきます。教員においても指導学習を強化し、ICT教育のさらなる発展に努めてまいります。

2点目、英語特区公営塾とALTの充実についてですが、本町では英語に特化した公営塾を行っていますが、

小学校の頃から英語力を高めることは、国際社会の一員として活躍するためには必修課題です。同時に、小・中学校においても、ALTと呼ばれる外国人の教員を配置して、生の英語に触れる授業も行っています。財政面からALTの削減も検討されていたと聞いていますけれども、今後もALTの配置を存続させ、英語力の向上に努めていきます。

大きな7点目ですけれども、脱炭素社会に向けてであります。

カーボンニュートラルが唱え始められて、2050年には温室効果ガス排出実質ゼロにしなければなりません。私たち行政には、地域のリーダーとして脱炭素社会の実現に向けた取組が求められます。そのことを自覚して、目的意識的な取組をしていかなければなりません。そこで、公共施設への太陽光パネルや小型風力発電設備の設置を行いたいと思っています。公共施設の屋根に太陽光パネルを敷設することによって、施設の電源を賄うことを促進します。また、省力小型風力発電設備についても、開発事業者との連携で実証実験などを行います。これには、全く公費の持ち出しのない方法で検討します。再生可能エネルギーを活用することによって、温室効果の最大要因である二酸化炭素の削減に努めます。

2点目、木質バイオマス発電所の誘致ですけれども、木質バイオマス発電については、県内で真庭市や西粟倉村が先進的に取り組んでいます。この2市町は、以前からの脱炭素化に向けての取組が評価され、先行地域として環境省からの財政的支援を受けられることになりました。和気町も、そうした先進地域に倣い、木質バイオマス発電についての検討を進めたいと思います。木質バイオマス発電所の設置問題については、前任の草加町長が模索していた事業であり、まだ多くの課題はありますけれども、関係各所と調整しながら、事業継続を考えます。

3点目、公用車のハイブリッド、EV化の問題でありますけれども、公用車の買換えの時期には、順次ハイブリッド車やEV車への変更を行います。また、EV車の充電施設でございますけれども、本町では和気鶴飼谷温泉の駐車場に1か所あるだけです。国や県の補助メニューを活用しながら、公共施設周辺に充電施設を順次整備していきます。

大きな8点目、観光振興の課題についてです。

今年は、藤まつりやバラ祭りを3年ぶりに開催することができました。飲食禁止という制限の中での開催となりましたけれども、多くの方々に来園をいただきました。また、8月には和文字焼きの開催を控えていますが、実行委員会を開催して今後検討することになりますけれども、和気町にとっては大きな観光資源でありますので、今後も開催継続に努めていきます。

2点目、和気鶴飼谷温泉についてですけれども、2012年に和気町単独の経営になって以降、1億500万円あった温泉特別基金が使い果たされ、直近2年ではコロナ禍の中で一般財源から約2億円の繰入れを行っています。人件費の高騰が赤字の要因となっていることは、以前から指摘されていたことです。本町が作成した経営改善計画と専門家によるマネジメントを確実に実行していくとともに、人件費の抑制に抜本的改革を行います。

9点目が、矢田工業団地の企業誘致についてです。

2021年5月に完成した矢田工業団地への企業誘致がいまだに決まっていません。今年3月時点で2社から申込みがあり、公募を締め切っている状況ですけれども、町長選挙が実施され、今臨時会で副町長選任議決をいただき、早急に選定委員会を開催し、検討を進めたいと思います。

以上、9点について所信を表明させていただきましたけれども、いずれにしましても、これらは冒頭に述べましたように、職員と議員の皆さん、さらには関係諸団体の御協力なくしてはなし得ないものであると承知をしています。和気町民の方々が健康で安心して暮らすことができるように、全精力を結集して頑張りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

引き続きまして、諸般の報告をさせていただきます。

4月16日以降の諸般の報告でありますけれども、今年度の藤まつりにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で、3年ぶりに開催いたしました。天候不順により、例年より短い4月23日から5月2日までの10日間の開催でありましたけれども、期間中、町内外より3万8,000人を超える御来園をいただきました。美しく咲き誇る藤を楽しんでいただきました。

次に、4月24日、総合福祉センター大ホールにおいて、和気町消防団出初め式が挙行されました。コロナ禍により、部長以上102名の出動での式典となりましたが、新入団員の宣誓、各種表彰等が行われ、災害に強い快適で安全・安心な和気町を目指して、決意を新たにいたしましたところであります。

なお、7月3日に県消防学校で開催されます第68回岡山県消防操法訓練大会のポンプ車操法の部に、第4分団機動部が出場しますので、よろしく願いいたします。

次に、4月25日にサン・ピーチで開催された4月町村長会議に出席いたしました。

また、5月7日に、町長杯グラウンドゴルフ大会に出席いたしました。町内各地域から14チーム129人の参加で、盛大に開催されました。

次に、バラ祭りについてでございますけれども、5月14日から日笠バラ園で開催をしています。現在、満開の状況で、5月29日までの予定でお楽しみいただけますので、ぜひ御来園いただければと思います。

次に、5月18日にカルチャーホテルで開催された岡山県土木協会総会に出席いたしました。

最後に、5月21日に和気町の原地内で開催予定でありました吉井川総合水防訓練でございますけれども、新型コロナウイルスの感染症拡大が予想されることから延期となり、現時点では令和5年度の同時期に和気町で実施するように聞いております。その際には議員の皆様にも御案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、諸般の報告といたします。

○議長（山本泰正君） ここで、新たに和気町議会議員に当選されました今西宏康君、広瀬正男君に、自席から結構でございますので、一言挨拶を求めます。

1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 1番 今西でございます。一言御挨拶をさせていただきます。

このたび、初めて議席をいただきました今西宏康でございます。くしくも町長選挙では政権交代もあり、何か新しい時代が来る予感もあり、その議会に参加させていただくことを光栄に思っております。何分新人ですので、先輩議員の方々、また執行部の皆様方、どうぞよろしく御指導お願いいたします。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 8番 広瀬君。

○8番（広瀬正男君） 8番 広瀬正男でございます。3年間のブランクがありましたけど、また復活してまいりましたので、頑張りたいと思っています。よろしく願います。

○議長（山本泰正君） ありがとうございます。

今西宏康君、広瀬正男君に一言申し上げます。

和気町議会議員として、今後とも和気町発展のため御尽力賜りますよう、よろしく願いいたします。

ここで、日程第5に入る前に、選任第2号及び選任第3号の2件を一括して事務局長に説明いたさせます。

事務局長 則枝君。

○事務局長（則枝日出樹君） 選任第2号・選任第3号説明した。

（日程第5）

○議長（山本泰正君） 日程第5、選任第2号厚生産業常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

先ほど事務局長が説明したとおり、委員会条例第9条第4項の規定によって、厚生産業常任委員会委員に今西宏康君及び広瀬正男君の2名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって厚生産業常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

（日程第6）

○議長（山本泰正君） 日程第6、選任第3号特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

先ほど事務局長が説明したとおり、委員会条例第9条第4項の規定によって、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員、防災都市公園整備事業特別委員会委員に今西宏康君及び広瀬正男君の2名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

（日程第7）

○議長（山本泰正君） 日程第7、選挙第3号選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

ここで、事務局長に説明いたさせます。

事務局長 則枝君。

○事務局長（則枝日出樹君） 選挙第3号説明した。

○議長（山本泰正君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで、推薦名簿を基に作成した議案をお配りいたしますので、差し替えしていただくようお願いいたします。

選挙管理委員には、周藤和美君、高原 宏君、花澤 稔君、小金谷 敦君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま私が指名しました4名の方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました周藤和美君、高原 宏君、花澤 稔君、小金谷 敦君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第1順位、矢田節雄君、第2順位、麻植榮一君、第3順位、藤原明文君、第4順位、小高郷近君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま私が指名いたしました4名の方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、矢田節雄君、第2順位、麻植榮一君、第3順位、藤原明文君、第4順位、小高郷近君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

（日程第8）

○議長（山本泰正君） 日程第8、承認第1号から承認第7号までの7件を一括議題として、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、本日提案いたしております承認7件について説明いたします。

承認第1号から第7号までにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分いたしており、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

初めに、承認第1号の専決処分した和気町個人情報保護条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の規定により、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人個人情報保護法が廃止となり、令和4年改正の新たな個人情報保護法において定められることになるため、和気町個人情報保護条例の一部を改正するもので、3月31日付で専決処分をいたしましたものであります。

次に、承認第2号の専決処分した和気町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。地方税法の一部改正により、和気町税条例等の一部を改正するもので、町民税の住宅ローンの適用期限の延長、固定資産税の特例の新設等の改正でありまして、3月31日付で専決処分をいたしましたものであります。

次に、承認第3号の専決処分した和気町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。租税特別措置法の一部改正により、和気町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正するもので、租税特別措置法に項が新設されたことによる項ずれ等の改正でありまして、3月31日付で専決処分をいたしましたものであります。

次に、承認第4号の専決処分した和気町都市計画税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。地方税法の一部改正により、和気町都市計画税条例の一部を改正するもので、固定資産税と同様の特別の新設等の改正でありまして、3月31日付で専決処分をいたしましたものであります。

次に、承認第5号の専決処分した和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。国民健康保険法施行令の一部改正により、和気町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。主な改正内容は、保険料の限度額を引き上げる改正で、3月31日付で専決処分をいたしましたものであります。

次に、承認第6号の専決処分した和気町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置に関する国の財政支援通知に伴い、和気町介護保険条例の一部を改正するもので、減免対象基準の変更により保険料の減免期間を延長する改正でありまして、3月31日付で専決処分をいたしましたものであります。

次に、承認第7号の専決処分した令和4年度和気町一般会計補正予算第1号の承認を求めることについてであります。この補正は歳出のみの補正で、予算の総額に増減はなく、内容は佐伯庁舎の施設工事費に448万

1, 000円を追加し、予備費で調整するもので、4月18日付で専決処分をいたしましたものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明させますので、御審議、御承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、承認第1号から承認第7号までの7件、順次細部説明を求めます。

総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 承認第1号説明した。

○議長（山本泰正君） 税務課長 岡本君。

○税務課長（岡本康彦君） 承認第2号・承認第3号・承認第4号・承認第5号説明した。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 井上君。

○介護保険課長（井上輝昭君） 承認第6号説明した。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 承認第7号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計が10時20分まで暫時休憩といたします。

午前10時07分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから、承認第1号から承認第7号までの7件の質疑を行います。

まず、承認第1号専決処分（和気町個人情報保護条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に承認第2号専決処分（和気町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に承認第3号専決処分（和気町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に承認第4号専決処分（和気町都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に承認第5号専決処分（和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に承認第6号専決処分（和気町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に承認第7号専決処分（令和4年度和気町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 追加の工事が必要になったというふうに言われたと思うんですが、もう少し、分かる範囲で結構ですので、具体的にお願いできたらと思います。

○議長（山本泰正君） 総務事業課長 久永君。

○総務事業課長（久永敏博君） 失礼いたします。

追加工事の内容でございますが、外部足場ができて再度点検した結果、外部のコーキングの必要が出てきました。また、目視による躯体の補修を計上しておりましたが、足場を組んで再度点検した結果、そのコーキングとか補修箇所が追加になりましたので、今回専決で認めていただいた工事費となっております。

（2番 尾崎智美君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） お諮りします。

承認第1号から承認第7号までの7件を、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって承認第1号から承認第7号までの7件は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第1号を討論を省略し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第1号専決処分（和気町個人情報保護条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって承認第1号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第2号を討論を省略し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第2号専決処分（和気町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって承認第2号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第3号を討論を省略し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第3号専決処分（和気町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって承認第3号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第4号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第4号専決処分（和気町都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって承認第4号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第5号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第5号専決処分（和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって承認第5号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第6号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第6号専決処分（和気町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって承認第6号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第7号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第7号専決処分（令和4年度和気町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについて、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって承認第7号は、承認することに決定しました。

（日程第9）

○議長（山本泰正君） 日程第9、議案第37号副町長の選任についてを議題とします。

なお、送付されております議案第37号は正規の議案ではございませんので、ただいま配付いたします議案と

差し替えしていただくようお願いいたします。

それでは、議案第37号副町長の選任について、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第37号の副町長の選任につきまして御説明申し上げます。

この議案は、和気町副町長に今田好泰君を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

それでは、お配りしました議案書を朗読いたします。

〔議案朗読〕

なお、任期は発令の日から4年間であります。参考資料といたしまして、裏面に今田好泰君の経歴を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） これから、議案第37号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第37号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第37号副町長の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立全員です。

したがって議案第37号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま選任に同意しました今田好泰君がおいでになっております。今田君の入場を求めます。

〔今田好泰君 入場〕

○議長（山本泰正君） 先ほど副町長に同意しました今田好泰君から挨拶の申出がありますので、発言を許可します。

今田君。

○（今田好泰君） 失礼いたします。

先ほど私の副町長の選任に際し御同意いただきまして、誠にありがとうございました。議員の皆様方の御指導と職員の皆様方の御協力をいただきながら、町民皆様方の声に応えられるよう、微力ながら誠心誠意努力してまいり所存でございます。議員の皆様方には、御指導、御鞭撻をお願い申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 今田君にお願いしておきます。

健康には十分留意され、和気町発展と住民福祉増進のため一層の御精進をいただきますよう、お願い申し上げます。

今田君は、退席していただいて結構です。ありがとうございました。

〔今田好泰君 退場〕

（日程第10）

○議長（山本泰正君） 日程第10、議案第38号監査委員の選任についてを議題とします。

なお、送付されております議案第38号は正規の議案ではございませんので、ただいま配付します議案と差し替えてくださいますようお願いいたします。

それでは、議案第38号監査委員の選任について、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第38号の監査委員の選任につきまして御説明申し上げます。

この議案は、本年5月22日をもって任期満了となります宇高 進氏の後任に高見啓視氏を選任いたしたく、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

それでは、お配りしました議案書を朗読いたします。

〔議案朗読〕

なお、任期につきましては、令和4年5月23日から4年間であります。また、参考資料といたしまして、裏面に高見啓視氏の経歴を記載しておりますので参考にしていただき、御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 議案第38号は、知識経験を有する者のうちから選任される方でございます。

これから、議案第38号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第38号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第38号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立全員です。

したがって議案第38号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま選任に同意しました高見啓視君がおいでになっております。高見啓視君の入場を求めます。

〔高見啓視君 入場〕

○議長（山本泰正君） 先ほど監査委員に同意しました高見君から挨拶の申出がありますので、発言を許可します。

高見君。

○（高見啓視君） 失礼します。

先ほど監査委員選任に同意をいただきました高見でございます。

監査の重要性を認識し、町民の期待に応えられますよう、誠心誠意努めてまいり所存でございますので、皆様方の御理解、御協力、御支援、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 高見君にお願いしておきます。

監査委員の立場から、和気町の行政及び財政運営に対するチェック機能を十分に発揮され、住民福祉増進のため御精進をいただきますよう、お願いを申し上げます。

高見君は、退席していただいて結構です。ありがとうございました。

〔高見啓視君 退場〕

（日程第11）

○議長（山本泰正君） 日程第11、議案第39号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

なお、送付されております議案第39号は正規な議案ではございませんので、ただいま配付いたします議案と差し替えていただくようお願いします。

それでは、議案第39号教育委員会委員の任命について、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第39号の教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

この議案は、本年5月25日をもって任期満了となります安藤知春教育委員を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

それでは、お配りしました議案書を朗読いたします。

〔議案朗読〕

なお、任期につきましては、令和4年5月26日から4年間であります。また、参考資料といたしまして、裏面に安藤知春氏の経歴を記載しておりますので参考にいただき、御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） これから、議案第39号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第39号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第39号を討論を省略し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立全員です。

したがって議案第39号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま任命に同意しました安藤知春君がおいでになっております。安藤君の入場を求めます。

〔安藤知春君 入場〕

○議長（山本泰正君） 先ほど教育委員会委員の任命に同意しました安藤君から挨拶の申出がありますので、発言を許可します。

教育委員 安藤君。

○（安藤知春君） 失礼いたします。

このたび和気町教育委員会委員の任命に際しまして、先ほど私を教育委員として御同意いただき、誠に光栄に存じます。教育委員の一員として、微力ながら和気町の教育行政発展に少しでもお役に立てるよう、頑張っている所存でございます。今後とも議員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 教育委員安藤君におかれましては、今後とも和気町の教育の発展のために一層の御尽力をいただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

教育委員安藤君は、退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

〔安藤知春君 退場〕

（日程第12）

○議長（山本泰正君） 日程第12、議案第40号和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 議案第40号の和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、令和3年度人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、和気町職員の給与に関する条例、和気町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び和気町長等の給与等に関する条例を改正するものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第40号の細部説明を求めます。

総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 議案第40号説明した。

○議長（山本泰正君） これから、議案第40号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 西中君。

○9番（西中純一君） 期末手当が一般職、それから再任用、それから特別職、それぞれこのように減額して、財政上は1,669万2,000円減額すると。だから、町の財政上はいいんですけど、その分が地方経済に

マイナスの影響を与えるということで、どうもなかなか賛成しかねるようなところがあるんですけど、その辺、国の考え方だから仕方がないということもあるかなとは思うんですけど、このことによって、総理大臣が保育士の給料、待遇をようせえと言ったのに、それができなかったとか、そういう問題も出てきているわけなので、こういう言い方をしたら失礼なのかもしれませんが、町長は労働組合でそういうふうな、賃金を上げろというふうな立場でやってきておられたわけで、その辺の考え方はどのように考えていったらいいのか、地域に与える影響とか、その点を考えて、これを例えば上げなかったら、それは大変なことになる、それなりの財源をまた考えにゃいけないというて、それも大変なことかなと思うんですけど、その辺の総括した考え方というか、その辺をお聞かせいただけたらありがたいと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 失礼します。

西中議員のほうから、議案第40号に関する基本的な考え方について申し述べろということでございます。

私も、労働者の賃金を抑制することについては、基本的にはよくないという認識を持っています。1,600万円の町の財政が助かるからいいということではないというふうに考えているところですけども、いかんせん人事院の勧告ということもございまして、地方自治体とすれば、そうした国の方向性に倣うということになるのではないかな、致し方ないなというじくじたる思いがありますけれども、そのような認識に立っているところです。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） 分かりました。諸般の事情から、国の考え方には従わざるを得ないということだろうと思います。これ以上してもあれなんで、一応今の世界的な流れというか、どこかの経済学者か何かで新聞か何かで書いているんですけど、韓国のサムスンという有力な企業があるんです。その給料が、初任給が1,100万円以上と。日本の今の初任給ですね、若い人の。これが物すごく下がっているというふうなことで、それから日本国民1人当たりのGDPも世界で23位ぐらいになっていると。日本経済が落ち込んでいるわけですね。労働者の取り分が下がっているというふうなことで、経済上は、これは調整していかない限りは、日本の地位というのは物すごく下落していくんじゃないかというふうに思っております。というふうなことで、これは意見でございまして、ぜひそういうふうなことに、日本の賃金がもうちょっと上がるように、取り分が上がるように、ぜひ経済界も努力して行って、内部留保をためるんじゃなくて、給与が、生活が豊かになる中で日本経済を前に行かせてもらいたい、そういうふうな気持ちがあります。これは意見でございまして。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第40号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第40号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 討論を省略し、採決することに異議がありましたので、これから討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を許可します。

9番 西中君。

○9番（西中純一君） 若干悩んだところもあるんですけど、基本的な立場を変えると、自分の立場があれになるので、今まで給与引上げとか、そういう問題については地方経済、あるいはひいては日本経済に与える影響が出てくるということで、ぜひこの点についてはすぐにこれは国に倣わなくてもいいんじゃないかなというふうに思うので、そういう反対であります。

なお、今の情勢の中では消費税が10%ありますが、これを5%に下げる、そういうふうな点もやりながら、経済を前に行かないと、コロナを含めて日本経済もかなり後退していつているというふうに思います。

以上、討論でございました。失礼します。

○議長（山本泰正君） 次に、本案に賛成の方の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 次に、本案に反対の方の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） これで討論を終わります。

これから、議案第40号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立多数です。

したがって議案第40号は、原案のとおり可決されました。

（日程第13）

○議長（山本泰正君） 日程第13、議案第41号工事請負契約の締結についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 議案第41号の工事請負契約の締結についてであります。令和4年度和気浄化センター監視制御装置更新工事の工事請負契約を締結するため、地方自治法及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明させますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第41号の細部説明を求めます。

上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第41号説明した。

○議長（山本泰正君） これから、議案第41号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 從野君。

○3番（從野 勝君） 今説明を聞いて、それからこの議案書の落札率が96.6%、こういうふうな状況になっとんですが、今説明の中では三菱電機の機器を使うと。だから、三菱電機よりほかにできないんだという

ような説明があったわけですが、実際に監視システムは全国のどこの市町村もやっとなるわけで、三菱電機でなくても、日立にしろ、電気系統の関係は東芝も全部やっているんです。だから、これで今2020年で20年経過しとるといようなことなんですけど、これから先町としても公共としても、確かに今のシステムは三菱電機だと。しかし、今後20年かけて維持管理していく上において、今ここで多少の金額が張っても、20年間かけてしたら、今よりずっと安くなるという方法も絶対にあると思うんです。だから、そういうところも併せて検討しながらやっていく方法をやっていかんと、随契、随契というように形でやっておいたら、これは進歩がないと思う。公共工事というのはおいしいということが定説になっとなるわけです。我々が民間企業だったら、こんなことは絶対しませんよ。だから、これは仕方がないだろうと思うんですけれど、今後そういう機器並びにシステムだったら、今メンテナンス企業というのは物すごく、タケノコぐらいに出てきよんです。だから、三菱電機の機器を使いながら、管理はいろんなところがあるんです。だから、そういうところも研究されながらやったほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけど、そういう点については今後検討する余地があるかどうか、回答をお願いします。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 先ほど議員から御提言いただきましたことにつきましては、やはりしっかり研究をしてまいりたいと思います。何分下水ですので、これはインフラの整備でございますから、町民に不便をかけてはいけないということを念頭に、しっかり研究をしてまいりたいと思います。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 田村課長にお聞きしますけど、私はこの議案、賛成します。賛成しますけど、今の発言で聞いて、例えば従野議員が今回はこれで仕方ないだろうけどもといようなこともあったし、それから田村課長からの答弁もありましたけども、町民に不便をかけないということは、和気の浄化センターは止めないということですよ。そのためには、これからずっと半永久的に止めずにやろうと思えば、今回はこれは1億8,000万円ぐらい当初予算で上がつものものあれですよ、多分1億3,000万円ぐらいの。だから、残りはまた止めずに、この装置を更新していくためには、2基に分けて止めずにやっっていくような考えかなと思うんですけど、止めない以上は、今の三菱で部品を調達するしかないんじゃないんですか。ということは、結局こういった特命随契で1社でずっとやっっていくということになるんじゃないかなと思うんですけど、それじゃあ知恵がないと思うんで、そのあたりをどのように今後、従野議員が言われたように、今後もうちょっと、性能は下げずに、仕事はきちっと今の業務よりも下がらずに、なお安価でやっっていく方法といふのがあるんじゃないかと思ひます。ただ、前提が浄化センターを止めないんだと、皆さんが24時間利用しているものだから、それを止めるわけにはいかないんだといふのが前提になるんならば、これは1社でずっと半永久的にやっっていくようなことが私には考えられるんですけど、その辺の対策をお聞かせください。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 今後、更新が起こってくるのは、もう一台の監視装置は2010年に購入しておりますし、シーケンスコントローラーが2008年と2010年に更新をしていますので、もう数年したら、今度は同じような更新時期が参ります。それで、今従野議員から御指摘いただきましたように、三菱電機の機器を購入した上で、システムを運用するところはほかにでもあるんじゃないかといふことで御提言をいただきましたので、そのあたりはしっかり研究をして、三菱電機ありきといふことで決めるのではなくて、いろいろな柔軟性の中で、安全に運転することが一番ですので、そのあたりは研究をしてまいりたいといふことで先ほど御答弁をさせていただきましたので、研究に研究を重ねていきたいといふことで進めていきたいと思ひております。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 分かりました。それから、私が言いたいのは、止めずにやっていくということを聞いているんです。24時間これからも止めずにこの監視システムを、時期が来れば更新したり、メンテナンスもあると思いますけど、ということになるんじゃないかと言っている。だから、いつかは止めないと、ずっと半永久的に三菱の機器を使ってやっていくことになるんじゃないかという、1社だけの特命随契でやって、それを採用していくんかということ聞いている。じゃから、止めずにやるということ、止めることはできないんかということ聞いているんですよ。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 運転については、止めることはできません。極端なことを言えば、今の監視装置のシステムを、違うものを1つ更新して、併せてシステムづくりをしまして、そこで更新を新たにつなぎ替えをするということであれば、止める工法もなくして運転できるかもしれません。それについては、多分たかさんの費用が一度にかかってくるかもしれません。ただ、それが将来的に、例えば20年のスパンで考えたときに、そのほうが安いんですよということになってくれば、その方法も一つの選択肢であると思います。運転については、止めるわけにはいきませんので、あらゆる可能性を考えて、研究をしていきたいというふうに思っています。

（7番 万代哲央君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第41号は、会議規則第39号第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第41号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第41号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第41号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第41号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 令和4年第2回和気町議会臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今議会において提案いたしました承認7件、選任同意3件、条例改正1件、工事請負契約1件につきまして、慎重に審議され、御承認、御同意、御議決賜り、誠にありがとうございました。議員の皆様におかれましては、今後も何かと御多忙の日々をお過ごしのことと思いますが、くれぐれも御自愛いただきまして、御活躍されますよう祈念し、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は御苦労さまでした。

○議長（山本泰正君） これをもちまして令和4年第2回和気町議会臨時会を閉会します。
御苦労さまでした。

午前11時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年5月20日

和気町議会議長 山 本 泰 正

和気町議会議員 山 本 稔

和気町議会議員 居 樹 豊